

## 退職・異動に伴う手続と退職後の互助制度（退職医療制度）

県互助組合では、退職等（異動や任用期間満了、任用形態の変更等により、共済組合員証を返納[共済組合員番号が変更になる場合を含む。]する場合を含む。）により共済組合員資格を喪失された時は、「**退会給付金※**」の請求と、希望者には「**退職医療制度**」の加入申出の手続が必要となります。

請求書等の様式は、ホームページからダウンロードできますので、御利用ください。

※ 給与が県費負担の有期職員（臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員、短時間勤務会計年度任用職員等）の方においては、「退会給付金」の請求は不要（給付対象外）です。

広島県教育職員互助組合

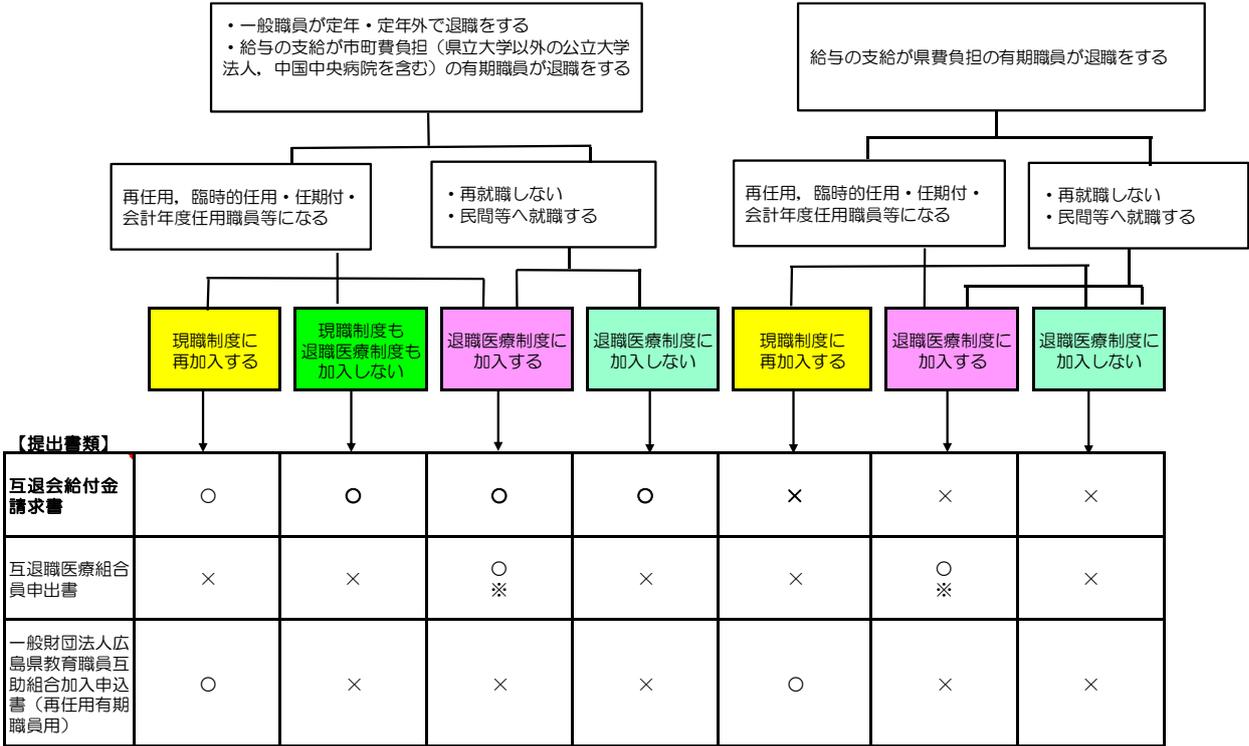
<http://www.gojo.or.jp/>

書類は、令和5年1月から受付



### 退職時の提出書類等手続

退職時に提出する書類は、それぞれ異なります。次のフロー図に沿って、必要な提出書類を提出してください（「**◎退職医療組合員申出書**」は退職日の翌日から起算して30日以内（必着）です。）。



※ 再任用職員（フルタイム勤務）、臨時的任用職員及び任期付職員は、現職制度と退職医療制度に重複して加入することはできません。現職制度又は退職医療制度のいずれか一方を選択してください。  
 ※ 退職医療制度に加入できるのは、退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方のみです。

## 退職時の給付金 ～退会給付金～

退職等で組合員資格を喪失した時は、退会給付金を給付します。  
県互助組合へ加入している方は「㊟退会給付金請求書」を提出してください。

【退職等に該当する方】（※ 当互助組合加入者に限る。）

- ① 定年・定年以外の退職者（退職後再任用職員として勤務される方も請求が必要です。）
- ② 有期職員で任期の終了によって共済組合員証を返納する方  
※ 給与が県費負担の有期職員を除く。
- ③ 任用形態の変更等により、共済組合員証番号が変更になる方
- ④ 公立学校共済組合広島支部の組合員（任意継続組合員を除く。）でなくなる方

## 退職後の互助組合の制度 ～退職医療制度～

互助組合では、退職後に生きがいのある豊かな生活を実現するために「退職医療制度」を設けています。  
組合員の相互扶助により、退職後の医療費の自己負担額を軽減する「療養補助金」を中心とした給付事業や人間ドック助成などの福祉事業を実施しています。

加入を希望される方は、退職日の翌日から起算して30日以内（必着）に「㊟退職医療組合員申出書」を提出してください。

【加入資格】

退職日の翌日の年齢が満45歳以上の互助組合員

【加入期間】

終身（「療養補助金」を除く。）

### 【退職医療制度事業一覧表】

事業名		事由	内容
給付事業	療養補助金	組合員が保険医療機関で受診したとき	医療費総額の20%を70歳に達する会計年度末まで給付 （月額最高限度額63,600円まで） ※ 国又は地方公共団体の公費負担医療制度に医療費の助成を受け、自己負担額が医療費総額の20%未満となる場合は自己負担額を限度として給付
	死亡弔慰金	組合員が死亡したとき	加入期間に応じて次の額を給付 ・1年未満 200,000円 ・1年以上2年未満 180,000円 ・2年以上3年未満 160,000円 ・3年以上4年未満 140,000円 ・4年以上5年未満 120,000円 ・5年以上6年未満 100,000円 ・6年以上7年未満 80,000円 ・7年以上8年未満 60,000円 ・8年以上9年未満 40,000円 ・9年以上 20,000円
	慶祝金	組合員が70歳以上の長寿年齢に達したとき	・70歳 10,000円 ・77歳 20,000円 ・80歳 30,000円 ・88歳 50,000円 ・90歳 50,000円 ・99歳 50,000円

福祉事業	人間ドック助成	18 健診機関 1,400 人	日帰りドック受診 1 人 12,000 円を補助
	健康記念	70 歳の年度末までに療養補助金を受給していない者	30,000 円
	入院助成金	引き続き 7 日以上入院したとき	1 会計年度最高 60 日分まで 1 日 1,000 円
	普及事業	広報紙「互助だより」	全組合員に配布

※ 一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第 51 条に基づき、掛金等の収入や給付事業の支出等により、事業や給付内容を変更することがあります。

加入のための掛金は、次表の退職時の年齢別に定められた「基準掛金」のとおりです（一括納付）。

また、退職時に給付される「退会給付金」を「基準掛金」に充当しますので、「基準掛金」と「退会給付金」との差引額を、加入者が納付、又は、県互助組合が給付することになります。

※ 退会給付金は、県互助組合の加入期間等により個人差があります。

退会給付金	－	基準掛金	＝	差引額
-------	---	------	---	-----

○差引額が（－）の場合 → 不足額を納付してください。

○差引額が（＋）の場合 → 超過額を給付します。

#### 〈基準掛金〉（令和 4 年 11 月現在）

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		